

# ◇◆◇ 令和7年度事業計画 ◇◆◇

## 1. 法人運営部門

地域福祉活動の総合的推進のための理事会、評議員会等の開催のほか、経理規程に伴う会計事務を適正に処理し、「社会福祉充実計画」に沿った取り組みを進めてまいります。

## 2. 地域福祉活動推進部門

地域で発生している様々な福祉課題解決のため、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりのために、地域福祉活動推進の中核的な役割を担い、次の事業を実施してまいります。

- (1) 福祉のまちづくり機能の充実
  - ア) 町内会役員・地域有識者等による「地域福祉懇談会」の開催
  - イ) 福祉課題の把握、分析から、新たな地域福祉活動の推進
  - ウ) 広報、共同募金運動の推進
- (2) 地域福祉活動機能の整備充実
  - ア) 社協安全・安心ささえ愛活動支援事業の推進
    - ・いきいきサロン等地域住民の生きがいづくりの推進
    - ・まちカフェ「ころない」運営の充実
    - ・自主防災組織運営支援の推進
    - ・要援護者の訪問安心見守り事業の推進
    - ・福祉有償ボランティアの会運営支援及び新規設立の推進
    - ・子ども見守り隊活動支援
- (3) 在宅高齢者等福祉活動の推進
  - ア) 高齢者、障害者、母子福祉活動の推進
- (4) 当事者組織（団体）等への支援
  - ア) 知内町身体障害者福祉協会
  - イ) 知内町老人クラブ連合会
  - ウ) 知内町白ゆりの会
  - エ) 知内町婦人赤十字奉仕団
- (5) 社協ボランティアセンター機能の充実
  - ア) 日常生活を送るための福祉ニーズに対し住民参加による支援の仕組みづくり等、行政や関係機関との連携・体制整備の推進
  - イ) ボランティアセンター運営委員会及び各ボランティア団体への支援活動の推進

## 3. 福祉サービス利用支援部門

高齢者や障害者等の福祉サービス利用者や住民の立場に立ち、福祉サービスの利用、地域生活の

支援に向けた相談支援活動、地域全体の介護サービスや福祉サービスの情報提供、連絡調整を行うため次の事業に取り組んでまいります。

- ア) 福祉サービス利用援助事業の推進
- イ) 地域包括支援センターの窓口（ランチ）機関としての相談活動の推進
- ウ) 日常生活自立支援事業の推進
- エ) 生活困窮自立支援事業の推進
- オ) 成年後見人制度（市民）等の体制整備
- カ) 介護予防、地域支援事業の推進
- キ) 総合相談生活支援事業の推進
- ク) 生活福祉資金貸付事業
- ケ) 第三者苦情処理委員会開催、運営
- コ) 虐待防止委員会の開催、運営
- サ) 各福祉サービス事業者等との研修事業
- シ) 生活支援コーディネーターの活動推進
- ス) 残りの人生をよりよく生きるための終活活動の推進

## 4. 在宅福祉サービス部門

介護保険や障害者自立支援法等による事業展開をする中で、地域の福祉課題に即応した質の高いサービスを提供し、地域の福祉サービスや介護サービスの水準の向上に努めます。また、利用者の立場に立ったサービス、低所得者や困難ケースなどへの対応にも取り組んでまいります。

さらに、虐待防止や身体拘束等の適正化及び苦情解決における第三者委員会からの提言、第三者評価等の意見に積極的に耳を傾け、利用者保護への対応など運営基準や各種法令を遵守し、信頼される公共性の高い運営に努め、次の事業を実施してまいります。

- (1) 居宅介護支援事業（ケアプラン等）の充実
  - ア) ケアマネージャー等資質向上のための研修
- (2) ホームヘルプサービス事業の充実
  - ア) 要介護ホームヘルプサービス事業
  - イ) 障害者自立支援法に係るホームヘルプサービス事業
  - ウ) 外出支援（福祉有償運送）事業等
  - エ) ホームヘルパー資質向上のための研修
  - オ) 人材育成支援のため各種資格取得を誘導し、ホームヘルパーの資質向上
  - カ) 介護職員の人材確保と他の業種との格差解消に努め、処遇改善制度の活用

